

医政総発0327第03号
令和8年3月27日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について
(通知)

医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第25号。以下「改正政令」という。）については令和8年3月11日に、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第39号。以下「改正省令」という。）については令和8年3月27日に公布され、ともに令和8年4月1日から施行されます。

これらの改正の趣旨及び改正の内容等（一般社団法人（公益社団法人を除く。以下同じ。）が開設する病院又は診療所の非営利性等の確保に係るものに限る。）は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、病院又は診療所の開設・経営等については非営利性が求められている。一方で、登記のみで簡易に設立することができる一般社団法人が開設する病院又は診療所の数は、近年急増しており、事業・経営実態を定期的に監視する仕組みがないこと等を背景として、非営利性等の確保の観点から課題が指摘されている。

こうした状況及び令和6年12月25日に社会保障審議会医療部会が取りまとめた「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」を踏まえ、病院又は診療所を開設する一般社団法人の非営利性等を確保するため、当該法人に対して、事業報告書等の書類を届け出させる手続を新設する。

第二 改正政令の主な内容

- 1 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正
 - （1） 病院又は診療所を開設する一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 123 条第 2 項の規定により作成された同項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書にあっては、厚生労働省令で定めるものに限る。）（以下「計算書類等」という。）を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所にあっては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下「都道府県知事等」という。）に届けなければならないものとする。（第 4 条の 7 関係）
 - （2） その他所要の改正を行う。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正
 - （1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務に、1（1）の規定により、都道府県が処理することとされている事務を追加する。（第 174 条の 35 第 1 項関係）
 - （2） その他所要の改正を行う。

第三 改正省令の主な内容

- 1 第二の 1（1）に基づき、病院又は診療所を開設する一般社団法人が計算書類等を届け出る方法は、書面による提出又は電磁的方法による提出であるとする。（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 2 の 4 関係）
- 2 第二の 1（1）に基づき、届け出なければならない附属明細書は、
 - ・ 直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上 又は
 - ・ 直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計が 70 億円以上である一般社団法人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項の規定により作成された附属明細書とする。（医療法施行規則第 9 条の 2 の 5 関係）

第四 施行期日

改正政令及び改正省令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとする。
なお、第二の 1（1）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に

ついて適用する。具体的には、都道府県知事等は、最も早い場合には、令和9年4月1日以降、一般社団法人から令和8年度の計算書類等の届出を受け付けることとなる。

第五 その他

改正政令及び改正省令の施行にあたって、病院又は診療所を開設する一般社団法人が届け出なければならない計算書類等の様式等及び届出書類やその他の書類等を用いて都道府県知事等が確認すべき事項や立入検査を行う際の留意点については、追って通知する予定である。